

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673</a>

琉球側の歴史

要 請 決 議 文

沖縄の祖国復帰については本土の九千萬國民は勿論去る一月一日のA・A会議の決議によつても明らかのようにすでに国内、国外の世論となり又岸首相も施政権の返還について対米折衝をするとは、言明してあり、その事は我々八十萬國民に多大の希望を与えてきました、ところがその後日米両国間においては何ら問題の進展をみてもならず米國は八十萬國民の最低要求たる四原則を無視し全軍用地の二二、五%に對して一括払いを強行し買上げ同様な資金として二十一億余円を琉球銀行に供託致しています、とくに最近ではナイキ基地の新規接収を始め、その他の軍使用土地に對し次々と一括払いによる土地収用が發行されています我々沖縄市町村会は去る立法院議員選挙にあらわれた沖縄縣民の意志にもとづき沖縄の祖国復帰を始め軍使用土地問題などの諸問題は單なる沖縄だけの問題でなく日本政府及び九千萬同胞の責任において解決すべきであるとの見地から次の事項を速やかに実現するよう要望いたします

一、対日平和条約第三條の改廢のため積極的に米國政府並びに關係諸國と交渉すること

- 一、施政権の即時返還と県民の最低要求である四原則を支持する決議を國會で行ふこと
- 一、国内、国外に沖縄問題特別委員会を設置して問題を即時解決すること
- 一、國連に沖縄調査団派遣を要請すること
- 一、沖縄にも戦災復興事業計画を実施し資金を援助すること

右決議する

一九五八年四月二十二日

沖 縄 市 町 村 会

一九五八年一月二十七日

琉球水産協会

会長 山 川 宗 道

琉球木造船協会

会長 伊 是 名 秀 光

殿

戦時徴用船災害補償請願について  
曩に沖縄徴用船災害補償陳情に対して種々御高配を賜り有難く深謝致  
します。

われわれ関係者の悲願の現地駐屯部隊による軍命によつて徴用された  
漁船九三一隻、運搬船一四八隻は前戦において現地部隊に協力中戦時

災害を受けた、国家による損害については、われわれ漁業者、運搬業  
者が補償要求額の老億四千八百貳拾六万円也は絶体に政府で補償のみ  
ちを請うべきであります。

こゝに当時の実情を篤と御斟酌下さいまして、われわれ要求の左記の  
補償額実現の貫徹を特別なる御詮議にて之等の徴用船の対価の賠償に  
ついて早急に補償措置を講じて下されるよう茲に請願して右陳情致し  
ます。

記

一補償要求額 一金老億四千八百貳拾六万円也

内 訳

漁 船 九三一隻 一金老億五百參拾万円也

運搬船 一四八隻 一金四千貳百九拾六万円也

合 計 一〇七九隻 一金老億四千八百貳拾六万円也

戦時徴傭漁船ならびに戦時徴傭運搬船の損失補償の件

一 趣旨

戦時中軍に徴用され沈没した漁船ならびに運搬船等に対し損失の補償をしてもらいたいということである。

なお、この種の請求権に対し、本土においては戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）により最高五万円を限度として措置済である。

二 補償方要請のある船種別隻数

(1) 漁 船 (1) 動力によるもの 二〇六隻（うち、特殊借入金証書を有するもの十六隻）

(2) 人力によるもの（刳舟） 七二五隻

(2) 運搬船 一四八隻

（注）特殊借入金証書により政府に対し請求権を有する十六隻の債権総額は三九万二六〇二円である。

三 補償要請額

(1) 漁 船 (1) 動力によるもの 一隻平均三〇万円 計六一八〇万円

(2) 人力によるもの（刳舟） 一隻平均 六万円 計四三五〇万円

小 計 一億五三〇万円

(2) 運搬船 (1) 動力によるもの 一隻平均三〇万円 計四二六〇万円

(2) 人力によるもの（刳舟） 一隻平均 六万円 計 三六万円

総 計 一億四八二六万円

四 昭和三十三年年度予算要求額

(1) 動力漁船ならびに運搬船（三五四隻）一隻平均 五万円 計一七七〇万円

(2) 刳 舟 (一七二五隻) 一隻平均 一万円 計 七二五万円

計 二四九五万円

（注）積算の根拠

動力漁船については戦時補償特別措置法による控除額の最高限度を、刳舟については、同法による控除額の最低限度を一応基準にして算出したものである。



那第一六七号

昭和三十三年二月二十五日

那縣日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

講和発効前の損害補償要求について

客年十二月十七日附、那第一〇五〇号をもつて事情具申したところであるが、これに関し別添の通り提出があつたので送付する。

総  
理  
府

一九五八年二月二十三日

那霸港灣地帯滅失地

地主代表 那霸市崇元寺町一ノ八二

平良勇太郎 拝

那霸日本政府南方連絡事務所長殿

講和発効前の損害補償要求に就て

那霸港灣地帯の滅失地の損害補償要求については、一九五二年以来今日迄引続き行われ、最近に於いても別紙の通りモーター高等弁務官宛要請しました処、一九五八年一月二十四日米国民政府行政官G. A. ショーク大佐からの回答に接しました。この回答は私が特に要請し

総 理 府

ました損害補償の責任所在の明確と補償に対する施政権者の意見や方針等には全然觸れず講和発効前の損害補償は出来ずと云う通り一遍の内容であります。亦一方日本政府に對しても、在那霸南方連絡事務所を通じて日本政府の法的見解や方針等を照会したのに対して未だ回答がありません。然し乍ら琉球の講和発効前の損害補償要求に對し、~~決定~~的措置と云ふ日本円拾億円の見舞金を支拂った日本政府の厚意に對しましては萬腔の謝意を表すつもりであります。琉球に於ける講和発効前の損害補償の問題は、日米兩國の法的見解の対立に依り早急に解決を計ることは困難に、今後外交折衝による外無き現状の由、拝聞致しますが、那霸港灣地帯の滅失地に就ては左記の理由に依り日本政府

の持別の論議と善処を要望致したと存じます。

記

(一) 琉球に於ける講和発効前の損害要求の対象となつて居るものは、土地、物件、及び漁業権等、多種多様なものが特に其の主体となつて居る。土地に対する損害補償であります。然し其の土地の損害の中、那覇港灣地帯の滅失地の場合、他の土地とは全然趣きを異にするものがあります。即ち他の軍用地の場合、其の位置境界形状利用度等に多少の変化が生じても其の土地自体が現存している事実に変りかたが、那覇港灣地帯の滅失地は全然其の形状を失ひ、水面となり其の所有地の判別すら困難であります。

(二) 米国民政府は滅失地の所有権を認めながら、其の土地自体が水面となり実在しないことと云う理由に依り終戦後、  
後、  
地料も全然支拂つていない。

総 理 府

(三) 前記(一)及び(二)の理由に依り米国民政府の布告、布令に依りて確認された吾々の所有権は講和条約第四條B項及び第十九條A項及びD項に依りて現実に否認されておきます。

之れに対して日本政府は大蔵省の見解であつた法域を異にするとして云う理由のみで、其の損害補償の責任を免れようとするか、でさるだらうか。  
以上三つの理由に依り那覇港灣地帯の滅失地は他の土地の損害とは全然異なり、基本的財産権たる所有権すら否認される最悪の現状にあることを認識し、他の損害補償とは別箇に単独処理の対策を樹立して、早急に滅失地の補償をなし、日本政府の講和条約に対



する大なる責任と義務を遂行さしむることを要望致す。

総  
理  
府

HCR 111 & 115

一九五八年一月二十四

米国民政府

行政主席あく

首題 滅失地の補償について(那覇港地域)

(一) 表記首題の一九五八年一月六日貴簡琉法土一九五一号に対し次のとおり回答す。

(二) 首題の地域は一九四五年及び一九四六年の那覇港改良工事の爲め発掘され且つ浚渫されたことが調査によつて確認された。且つ米国防軍工兵隊から通知があつた。

総 理 府

(三) この土地の損害は対日講和条約発効前に起きたものから補償を支拂うことはできない。この旨を説明して別紙請求書を請求者に戻付して頂きたい。

高等弁務官に代り

行政官 GA ウォーク大佐

COPY

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
Office of the High Commissioner  
APO 331

HCRI-L&L 150

Jan 24 1958

SUBJECT: Compensation for Land Disappeared, Naha Port Area

TO: Chief Executive  
Government of the Ryukyu Islands

1. Reference is made to your letter, GRI-LA(L)-951, subject as above, dated 6 January 1958.
2. The United States Army Engineer District has advised this office that investigation has confirmed that the parcel of land was destroyed by excavation and dredging by the United States Armed Forces during the improvement of Naha Harbor in 1945 and 1946.
3. Since damage to subject land occurred prior to the effective date of the Peace Treaty with Japan, no favorable action can be taken thereon. It is requested that subject letter claim be returned to the claimant concerned with the above explanation.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

1 Incl  
Ltr, GRI-LA(L)-951  
dtd 6 Jan 58

G. A. WALK  
Col, QMC  
Executive Officer

- COPY -

一九五七年八月三十日

那霸港灣地帯滅失地

地主代表 那霸市崇元寺町一ノ八二

平良勇太郎 拝

モリア高等弁務官殿

那霸港灣地帯の滅失地の補償要求について

米軍の那霸港灣拡張工事の爲め既に海底に没し滅失した那霸市垣花町一丁目及び三丁目、住吉町一丁目（部分九一筆七千九百八坪三合地主八十六名の土地損害補償については今迄に幾度となく訴えて来ましたが、琉球民政府当局は日米平和条約才一九条に依つて米国には損害補償の責任無しと、これを拒否し、講和条

総 理 府

約締結後六年にも垂んとする今日迄、鑑一文の補償もありません。米国政府に補償の責任があるならば、当然日本政府が補償す可きと考えますが、日本政府は未だに其の責任の所在すら明かにしてない現状であります。斯の如く米国政府も日本政府も其の損害補償の責任を回避するならば、現実に基本的財産権を侵害された吾々滅失地の地主は何処に其の損害補償を求め可きか、翻つて考へますに琉球の施政権者は米国である。施政権者は琉球住民の権利と福祉を擁護する義務があります。モリア副長官も高等弁務官に就任に際し特に琉球住民の福祉増進に努めよう旨、力強く聲明されて居ります。然らば講和条約締結後六年にも垂んとする今日迄、鑑一文の補償も無く未だに其の補償の責任の所在すら判然せぬ、那霸港灣地帯の滅失地の

現状をどう云う凡に考へに及びますか。吾々滅失地  
地主が今日迄何度も其の窮状を訴へ善処方を要請  
したにもかかわらず、琉球民政府は日米平和条約十  
九条によつて其の補償責任無しと、一片の弊履の様  
打ち捨て、返り見ず、其の儘放置して良しりたり  
か、補償の責任がないならば日本政府に積極的に折  
衝して飽く迄も施政権者の責任に於いて住民の福  
祉を擁護するの爲め施政者当然なす可き措置と思  
考致します。吾々は滅失地の補償責任が日本兩國  
備小にあるか、其の法理論を云々するもくはなく、そ  
ア高等弁務官の住民の福祉増進を計ると云ふ力強  
い声に大なる期待と関心を持つと共に損害補償の  
当面の責任は施政権者にあるものと確信するが故に茲  
に再び那覇港灣地帯の滅失地補償問題について強く

総 理 府

訴へ滅失地の補償は誰か、何時、如何なる方法で、  
為す可きか、琉球民政府の所高見や所方針等責  
任ある所回答を要望して止まらぬ次第であります。  
以上

那才一〇五〇号

昭和三十三年十二月十七日

那霸日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長殿

那霸港灣地帯の滅失地補償に付

那霸港灣地帯滅失地々々代表平良勇太郎氏より別添の通り標題にかゝる事情具申があり本件に關しては日本政府に要求することについて琉球政府が直接日本政府に折衝してよとの許可が米国民政府から斡之られてゐる。然るに琉球政府として去る十一月四日再度補償責任の所在を明らかにして頂きたいと要請文を提出してゐるが未だ今日迄何等の回答を得てゐない。かくて該

總理府

当者としてはその受給が早急に実現されると同時に抱く不安に対する善処方を切望し更に将来への対処方に対しての資料として所存につき、今回標記の件につき本土政府の見解を承知致したとの申出となつた次第、何分の回報方相煩わしい。

寫

一九五七年十二月十六日

那霸港灣地帯滅失地

地主代表 那霸市宗元寺町一ノ八三

平良勇太郎 揖

日本政府南方連絡事務所長殿

那霸港灣地帯の滅失地補償について

米軍の那霸港灣拡張工事の爲め既に海中に滅失した土地は那霸市垣花町一丁目及び三丁目と住吉町一丁目の一部総坪数若干余坪の中、個人私有地は九一筆七千九百八坪地主八十六名であります。

この滅失地の損害補償要求について米国民政府はこれ迄の陳情に対し、日米平和条約第十九条によつて

総 理 府

講和発効前の損害補償の責任無きといふ拒否も未だに鈍一文の補償も行つて居りませぬ。

米國に責任をなげければ当然、日本政府が其の責任を負う可きですが、日本政府は其の責任の所在すら明確にしなす儘琉球の損害補償要求額百七拾億円に対し拾億円の見舞金の支出を閣議で決定したことは衆知の事実であります。然し下らぬは損害補償に対する措定的措置であつて飽く迄も見舞金で済むと云ふ事を公表して居りませぬ。この滅失地は講和発効前とは云ふ今次大戦の事実上の終戦後米軍が米軍専用棧橋構築策の爲め勝手に潰し今日迄引続き専用して居ります。平和条約第十九条の趣旨は吾々現地地主は全然與り知らぬことでありながら、日米兩國の取極めによつて一方的に

大なる犠牲を強制されて居る現状であります。

琉球に於ける講和発効前の損害補償に対する責任の所在の法理論はなほ不詳な所が、琉球の施政権者である米國は吾々の琉球住民の権利と福祉を擁護する義務があるが故に損害補償の方面の責任は飽迄も米國にあるものと思考致します。吾々のこのよう

な見解で今日迄米國民政府に陳情し続けて来ましたが最近米國民政府は従来外交権を持たぬ琉球行政政府に土地問題特に其の補償に関する限り、対日外交権を附与し、対日接渉を指示する實に出の良いの方針の由、拝聞致します。

總理府

斯の如く米國は講和発効前の損害補償要求に對しては一切の責任を拒否し、お前等が勝手に日本政府に接渉せよと云わぬばかりの實に冷然たる態度であります。これに對し日本政府は今後如何なる意向と見解を以て對処下さる方針が日本政府の確固たる見解を照会の上貴所の忌憚無き高見を指示下さる度伏して所願願申上げます。



補償要求額にしているが、その算定方法についても一般軍用地地主の場合と変りはない。

右を公式化すれば

坪当地価 × 滅失地面積 = 補償要求額 (損害額)

補償要求額 (損害額) ×  $\frac{1}{17}$  = 見舞金支払額 (円以下切捨) となる。

(20588)。

因みに那覇港湾地帯滅失地に対しては

一 土地所有権確認申請によつて那覇市長の所有権は確認されているが、米側ではこれを認めないと、軍用土地地主連合会長は語つている (土地が現存していないとの理由で)

二 土地の滅失は講和条約発効前の出来事であること。

三 前二項により米側は布令第一六四号による収用告知の手続きを採つていないし、限定付土地保有権取得の所作にも出ない。従つて一括払いも行われていない。

総 理 府

四 右滅失地に残された問題は、土地損失補償の問題のみであり、本件は講和条約発効前の損失であるが故に、日本側に於て補償すべきものであるとの米側の主張となつている。

五 何れにしても標題の土地は講和発効後に公布を見た各土地関係布告布令の対象とならないとする取り扱いを受けていることになる。



アジア局長 参事官

北東アジア課長

総特達才七四号

昭和三十三年六月三日

総理府特別地域連絡局長



外務省アジア局長 殿

那覇港湾地帯の滅失地について  
標記のことについて、那覇日本政府南方連絡事務所長に指示して調査させたところ今回別添写のとおりその調査について報告があつたので御参考までに送付する。

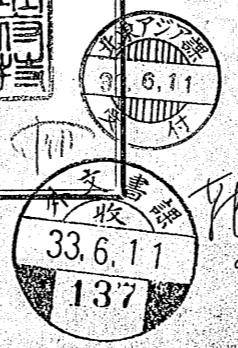
添付書類

五月二十日付那才四一六号

写 一

総理府

回覧番号 亜北 41





那第四一六号

昭和三十三年五月二十日

那覇日本政府南方連絡事務所長

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇港湾地帯滅失<sup>地</sup>の調査依頼に対する報告について

五月八日付総南連那第二六一号をもつてお申越しの、平良勇太郎氏外八十五名の滅失地地主からの提出書類にかゝる那覇港湾地帯滅失地の調査方御依頼については、当地関係団体に即時連絡調査中のところ、この程その結果が纏つたので左のとおり報告する。

一 沖繩市町村軍用土地委員会連合会が関知するかぎり、滅失地地主に対する見舞金は洩れなく配分されている由である。

総理府

二 滅失地地主の個人別滅失坪数および見舞金支払額の詳細については、沖繩市町村軍用土地委員会連合会の作製にかゝる別添、「那覇市港湾地帯滅失地補償リスト」のとおりである。このリスト中の滅失地地主数において、貴信では八十六名とあるに対し、同リストでは七十七名であるが、これは新民法施行後の遺産相続等による名義変更によつて、変化を見たものである。

三 滅失地地主に対する見舞金の配分は、各滅失<sup>地</sup>地主からの補償要求額（滅失当時の坪当地価に滅失地面を乗じたもの）の十七分の一つまり〇・〇五八八に相当する金額を見舞金支払額として、見舞金処理委員会から那覇市役所ならびに各町の責任者を通じ、各本人に支払われた。

なお、この見舞金配分の基準は、一般軍用地地主に対する見舞金配分の基準と何らの差異はなく、また、御諒察のとおり、滅失地地主に対する見舞金配分の基礎はその損害額、すなわち同地主からの



1948

総南連第二一八号

昭和三十三年三月十三日

総理府南方連絡事務局長

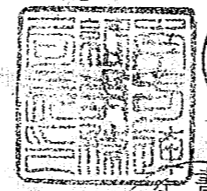
外務省アジア局長 殿

那覇港湾地帯の滅失地補償について

那覇港湾地帯の滅失地、地主代表平良勇太郎氏から滅失地の損失補償について関係書類の提出があつた旨、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添のとおり送付されてきたので一応御参考までお送りする。

本信送付先 外務省アジア局長、大蔵省主計局長

Vertical handwritten notes on the left side of the document, including the word '総理府' (Prime Minister's Office).



33.3.18 第一課

33.3.18 127

回覧番号 アー 373